

葛飾区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年3月27日

葛飾区長

葛飾区条例第29号

葛飾区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年葛飾区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「車賃、日当、宿泊料及び食卓料の7種」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び旅行雑費の8種」に、「昭和31年10月葛飾区条例第20号」を「昭和31年葛飾区条例第20号」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。